

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（令和7年1月11日京都市条例第15号）（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）

建設業法施行令の一部改正に伴い、同施行令を引用する規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年1月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第15号

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)